

第7章 よくある質問

No.	質問	回答	解説
1. 申請など認定手続にあたって			
1-1	新設校でIBの認定を取得しようと考えていますが、校舎がない段階で申請をすることはできますか。	DP⇒はい MYP/PYP⇒いいえ	DPでは、課程が開始していない状態、校舎がない状態であっても候補校申請を行うことは可能です(国際バカロレア機構がアドバイスすることもできます)。しかし、MYP/PYPでは、候補校期間中に「試行導入」が必要となり、学校が運営されていない状況では申請することはできません。
1-2	MYPにおいて、建物や設備の基準や条件はありますか。	特にありません。	DPにおける「科学実験室のガイドライン」のようなものはMYP/PYPに関してはありません。ただし、より一般的な文脈で、「基準と実践要綱」に記載されている要件を満たす必要はありません。
1-3	候補校申請を始める条件はありますか。	はい	候補校申請を行う前に、コンタクトフォームを提出し、学校の管理者(IB導入の責任者で、多くの場合校長または教頭)がIBのワークショップ(Head of School/Administrator向け)を受講している必要があります。
1-4	MYP/PYPの場合も認定までに経るプロセスはDPの場合と同じですか？	はい	MYP/PYPの場合もDPと同様、コンタクトフォームの提出→候補校申請→候補校の認定通知→コンサルタント訪問→認定校申請→確認訪問→認定校の認定通知という一連の流れは変わりません。

2. 授業を行うにあたって			
2-1	いつからIBの授業を始めることができますか。	DP⇒認定後に授業を始められます。 MYP/PYP⇒候補校として認定された後に、「試行導入」として授業を実施することができます。	DPでは、認定を受けた後でなければ授業を始めることが出来ません。一方、MYP/PYPでは、候補校となればIBの「試行導入」を始めることができます。
2-2	MYPの授業は母語で行えますか。	はい	Language Acquisition (言語の習得)は外国語で行う必要がありますが、それ以外は母語(日本語)で授業を行なうことができます。
2-3	ひとつの学校内でIBコースと普通科など、コースを分けることはできますか。	DP⇒はい MYP/PYP⇒いいえ	DPを実施する学校においては、学校内の生徒のうち、一部の生徒だけがIBプログラムを受けることができます。MYP/PYPを実施する学校においては、全ての生徒がIBプログラムを受けることが原則となります。
2-4	中学校・高等学校でMYPとDPを連続して導入する場合、高校1年生までMYPを行う必要がありますか。	いいえ	必ずしもMYPを4年目(高校1年生)まで行う必要はありません。
2-5	MYPコースにおける一クラスの生徒数は何人ですか？	特に明確な決まりはありません。	IBは学級規模については、明確なルールを定めてはいませんが、クラスサイズの設定にあたっては、国際バカロレア機構と事前によく相談することが重要です。

3. その他			
3-1	国際バカロレア機構への支払方法について教えてください。	海外送金でご対応ください	国際バカロレア機構への支払については、各学校が海外送金を行うこととなります。海外送金に対応している銀行窓口や各金融機関が提供する海外送金が可能なサービスをご利用ください。なお、支払いの通貨はSGD(シンガポールドル)です。
3-2	日本語で読めるIB資料はありますか？	はい	国際バカロレア機構のページに、IB導入の手続きに関する資料や、科目ごとのカリキュラム・ガイドが日本語で翻訳され、掲載されています。全ての文書が翻訳されているわけではありませんが、導入の参考にしていただければと思います。「Resources for schools in Japan」で検索してください。

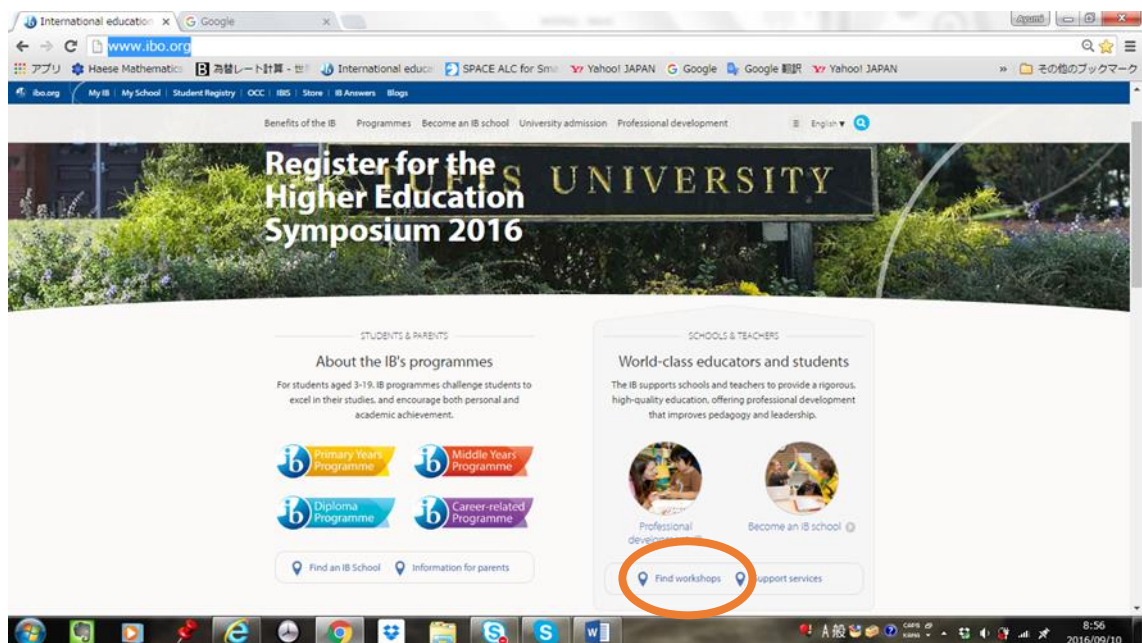
IBO 主催ワークショップに関するよくある質問

1. ワークショップとは何ですか？

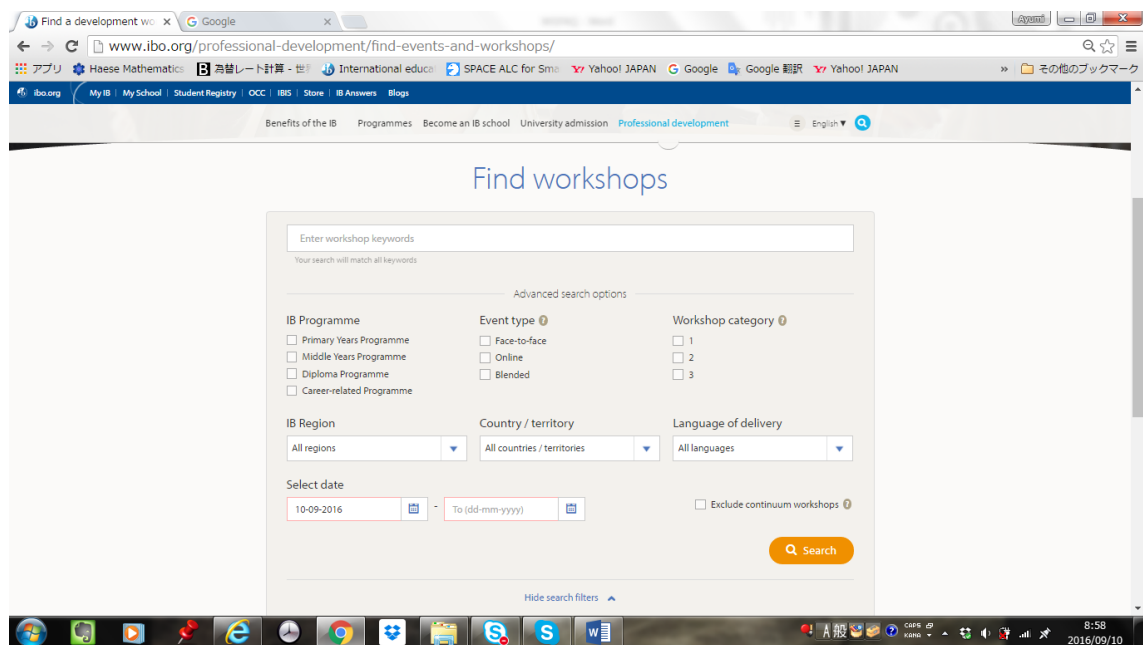
IB のいうワークショップとは教員研修ワークショップを指します。認定校になるまでに学校は教員をワークショップに参加させる必要があります。認定校になった後も、自己研鑽のためにワークショップに参加することをお勧めします。対面式のものは通常3日間、オンラインのものは種類によって期間が異なります。

2. ワークショップの予定はどこを見ればいいですか？

IB 主催のワークショップの予定は IB の公式ウェブサイトで見ることができます。
ウェブサイト <http://www.ibo.org/>に接続してください。



Find workshops をクリックすると検索ページにとびます。



例えば、Country/territory のドロップダウンメニューから Japan を選ぶと国内で開催されるものの一覧が出ます。プログラムごとに、地域（IB regions）ごとに検索することも可能です。

3. ワークショップには種類があるようですが、どれを選べばいいですか？

ワークショップは①プログラム、②内容、③カテゴリー、④開催方式に区分されています。

- ① プログラムは初等教育プログラム（PYP）、中等教育プログラム（MYP）、ディプロマプログラム（DP）とキャリア関連プログラム（CP）に区分されています。
- ② 内容は例えば管理職向け（Administrator）やコーディネーター（Coordination）や科目ごと（例えば DP 化学、MYP 理科）に区分されています。
- ③ カテゴリーは 1, 2, 3 があります。Cat 1 は誰でも参加できるワークショップです。Cat 2 は IB 校での経験が数年以上ある教員向けのワークショップです。Cat 3 はテーマごとに誰でも参加できるものと IB 教員としての経験が必要なものと両方あります。
- ④ 対面式 face-to-face（通常 3 日間）とオンライン online（数週間）のものがあります。オンラインのもので検索することも可能です。

多くの種類のワークショップがありますので、説明をよく読んで適切なものを選択してください。

4. ワークショップの申込み方は？

ご希望のワークショップが決まったら、申し込みます。

The screenshot shows the IBO website interface for a workshop registration. The main heading is 'Arts--Visual and Performing: Implementing the MYP curriculum'. Below this, it specifies 'Programme: MYP', 'Language: Japanese', and 'Level: Cat 1'. There are two primary buttons for registration: 'Register for event' and 'Non-IB School Registration'. A blue arrow points to the 'Non-IB School Registration' button. The 'Application for MEXT Supported Places' section is circled in blue, detailing eligibility criteria for MEXT-supported places. The event details on the right indicate 'Registration Open', 'Face-to-face' event type, and dates from 22 September to 24 September 2016.

候補校や認定校ではない方の申込みはオレンジ色の Non-IB School Registration のタブをクリックしてください。そこから先は画面の指示に従って申し込みをしてください。

ワークショップ費用はシンガポールドル建てで事前支払いでクレジットカード払いが基本となります。(2017年は970SGDで、早割りは890SGDです。)

費用にはワークショップ参加料、教材代と昼食と茶菓代が含まれています。

通常、ワークショップの申込みには締切りがあります。ただし、締切り前でも定員に達した場合は申込みを締め切りますので、ご注意ください。

2018年3月までIBOと文部科学省の協議により受講料が無料となるワークショップが開催される可能性があります。対象ワークショップの場合はApplication for MEXT Supported Placesと掲載されていますので、その指示に従って参加希望を出してください。こちらをご希望の場合は、受講希望者が無料枠対象者かどうかの審査が行われます。無料枠対象者

としての応募のためには、学校長発行の参加同意書の提出が必要になり、条件等を満たしていない場合は有料枠をご利用いただくことになります。

5. ワークショップの日程は？

対面式のワークショップは3日間、毎日8:30から16:30までです。一日に1時間半のセッションが4セッション、3日間で全12セッションあります。初日の8:30から全体会があり、その後、ワークショップの種類ごとに教室に移動します。円滑なワークショップ運営のためには、自分が申請したワークショップの種類を把握することが必要ですので、学校などでまとめて申し込んだ場合は特にご確認の上、ご参加ください。

昼食休憩は通常1時間です。費用に昼食代も含まれていますので、昼食を持参する必要はありません。

6. ワークショップでは誰が教えてくれるのですか？

ワークショップの講師役はワークショップリーダーと呼びます。ワークショップリーダーはIB校の教員で、ワークショップリーダーになるためのIBO主催の研修を終えている経験豊富なIB教員です。ワークショップリーダーは様々な国籍の様々な学校の教員で、ワークショップのために各地から集まってくるのが多く、会場校の教員ではないことがほとんどです。ワークショップリーダーの役割はIB教育に関して指導することであり、日本の学習指導要領をはじめとする各国のナショナルカリキュラムに関しては知識と経験がないことはご承知おきくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

7. 出欠はとりますか？

はい。毎セッション、ワークショップリーダーが出欠を確認します。

8. どのような内容ですか？

内容は科目等によって異なりますが、Category 1の場合、一日目はIB教育全般についての内容で、次第に科目などに特化した内容になってきます。またワークショップは体系的な説明からなる講義中心ではなく、IB教育の特徴である探究学習を経験しながらIBについての理解を深めるディスカッション、活動、プレゼンテーションなどが中心となります。様々な活動に参加する中で、自分の学びを構築していくことになります。せっかくの機会ですので、様々な学校の先生方と一緒に積極的に関わりながら理解を深めてください。

なお、ワークショップではIB教育に関して経験豊富なワークショップリーダーと共に学びます。ワークショップリーダーはワークショップリーダー研修を受けていますが、日本の

学習指導要領や日本の学校事情を知らない場合も多いです。日本の学校での導入に関する検討はワークショップ後に先生方が学校に戻ってから行ってください。

9. テストはありますか？成績はつきますか？

いいえ。テストも成績もありません。が、せっかく機会ですので、是非積極的に活動等に参加してください。全セッションに参加した参加者には参加証が後日オンラインでダウンロードできるようになります。

10. 持ち物がありますか？

持ち物に関してはワークショップが近づいてきましたらワークショップリーダーから連絡があります。筆記用具はもちろんですが、学習指導案やパソコンを持参することを勧められることがあります。可能な範囲でご準備ください。

11. 服装はスーツがいいですか？

海外のワークショップでは海外の教員はとてラフな服装で参加することが多いです。日本ではビジネスカジュアルな方が多いです。ワークショップでは様々な活動に参加する可能性もありますので、動きやすい服装が適しています。

12. 欠席連絡はどこに入れればいいですか？

欠席連絡は基本的には不要です。ただし、文科省支援の無料ワークショップ枠でお申込みいただいた方に関しては、欠席の理由書 (Statement of reason) を後日ご提出いただき、場合によっては有料とさせていただきますことでもありますので、ご注意ください。

13. キャンセルポリシーはありますか？

あります。ワークショップ初日から22日以上前のキャンセルに関しては、全額を次回のワークショップ参加費に充当できる貸方伝票として払い戻しをします。21日前以降のキャンセルに関しては、キャンセル料として支払い済みの全額が発生します。

参加登録されましたワークショップに出来る限り出席して頂きますよう、お願い申し上げます。多くのワークショップ参加者におかれましては、参加のために移動を伴うことを認識していますが、ワークショップが催行されている限り、移動に困難があった場合でも一切返金や貸方伝票の発行は出来ませんので、あらかじめご承知おきください。急で予期せぬ事情による損害から旅行者を守る旅行保険への加入をお勧めします。

IBは登録参加者数不足やその他の急な事情によりワークショップをキャンセルする権利を有します。やむを得ずキャンセルする際は、出来るだけ迅速に参加予定者への連絡を行います。稀にこのような事態になった場合は、全額を貸方伝票として払い戻します。

ただし、IBは参加予定者の旅費は一切払い戻しは行いません。

14. 問い合わせ先はどこですか？

ワークショップに関してIBOからの返信可能なアドレスからメールが届いている場合は発信元にお問い合わせください。IB Answers (<https://ibanswers.ibo.org/>) もご利用いただけます。また、ワークショップリーダーからのメールに関する内容はワークショップリーダーにお問い合わせください。

日本担当地域開発マネージャー (ayumi.hoshino@ibo.org) にお問い合わせいただくことも可能です。また、文部科学省支援無料ワークショップに関しては登録サポートオフィサー (ibpdjapan@gmail.com) にお問い合わせください。会場校には直接お問い合わせなさらないようお願い申し上げます。

第8章 国際バカロレア関連用語集

この章では、本手引きに掲載されている用語を中心に説明します。

(ア～オ)

○IB (アイビー) <International Baccalaureate>

International Baccalaureate (国際バカロレア) の略。教育内容を指すこともあれば、国際バカロレア機構を指すこともある。本手引きでは、教育内容を指す場合は「IB」、組織を指す場合は「国際バカロレア機構」と表記している。

○アクションプラン

候補校申請書類を構成する一つの文書。今後「プログラムの基準と実践要綱」に基づいて、学校がどのような取組を行っていくのかを記載するもの。2-3参照。

○アドミニストレータ

学校の管理者のことで、我が国においては通常校長や教頭を指す。該当者は、候補校申請までにアドミニストレータ対象のWSを受講しなくてはならない。3-3参照。

○MYP (エムワイピー) <Middle Years Programme>

IBのプログラムの一つ(中等教育プログラム)。11歳~16歳を対象とする。

○OCC (オンライン・カリキュラム・センター)

IBに関する様々な書類を閲覧できるサイト。候補校になるとアカウントが与えられ、アクセスを許可される。

(カ～コ)

○学習者像 (IBの学習者像) <IB Learner Profile>

IBが目指す人物像のこと。「探究する人・知識のある人、考える人、コミュニケーションができる人・信念を持つ人・心を開く人・思いやりのある人・挑戦する人・バランスのとれた人・振り返りができる人」の10の特徴から構成される。

○確認訪問<Verification Visit>

認定校申請へ向けた最終段階で行われるIB機構による訪問のこと。

○カテゴリ1, 2, 3

ワークショップの開催レベルのことで、IBの理解度・経験により分かれている。初めて参加する場合は、カテゴリ1を受講することとなる。

○関心校

候補校となる前段階の学校を指す。

○コア

DPのカリキュラムの中で、いわゆる3要件と呼ばれる、TOK(知の理論)、EE(課題論文)、CAS(創造性/活動/奉仕)のこと。

○候補校<Candidate School>

候補校申請書類を提出し、国際バカロレア機構による書類検討を経て、候補校として認められた学校のこと。候補校年会費が必要となる。

○候補校申請<Application for Candidacy>

関心校が、候補校を目指して必要書類を提出すること。申請料が必要となる。
2-3参照。

○国際バカロレア・デュアルランゲージ・ディプロマ連絡協議会

IB認定校および今後認定を目指す学校の間の情報共有・連絡調整を目的として設置された会議体のこと。事務局は東京学芸大学学務部国際課内に置かれている。

○コーディネーター

国際バカロレア機構や学校内部・外部との総合的な調整を担う教職員のこと。当該中学校の常勤職員（特に教科の教員）が担うのが一般的。確認訪問までにコーディネーター対象のWSを受講しなければならない。

○コンサルタント

候補校になると、各学校に担当として就くことになる。学校は、コンサルタントとのやり取りを継続し、認定校を目指すことになる。

○コンサルタント訪問<Consultation Visit>

候補校になってからのコンサルタントによる訪問のこと。

○コンタクトフォーム（旧スクールインフォメーションフォーム）

IBに関心を持つ学校が、最初のプロセスとして無料で行う簡単な情報登録のこと。これまでスクールインフォメーションフォーム（SIF）と呼ばれていたもの。国際バカロレア機構のページにCFに関する明示的な記載はないが、本手引では便宜的にこの用語を使用している。

(サ～ソ)

○創造性・活動・奉仕（キャス）<CAS: Creativity/Activity/Service>

DPにおけるコアの一つ。創造的思考を伴う芸術などの活動、身体的活動、無報酬で自発的な交流活動といった体験的な学習に取り組むもの。

(タ～ト)

○知の理論（ティーオーケイ）<TOK: Theory of Knowledge>

DPにおけるコアの一つ。「知識の本質」について考え、知識の構築に関する問いを探究するもの。批判的思考を培い、生徒が自分なりのものの見方や、他人との違いを自覚できるよう促すもので、最低100時間の学習が目安となる。

○DP（ディーピー）<Diploma Programme>

IBのプログラムの一つ。16歳～19歳を対象とする。

○特別免許状

社会人など優れた知識・経験を持つ人材を対象に、都道府県教育委員会が授与する教員免許状のこと。

(ナ～ノ)

○日本語DP<English-Japanese Dual Language Diploma Programme>

IBDPカリキュラムの科目の一部を日本語でも実施可能とするプログラムのこと。文部科学省と国際バカロレア機構の合意により、平成25年度より着手。

○認定校<IB World School>

IB教育を実施できる学校のこと。

○認定校申請

確認訪問のあと、候補校が認定校を目指して行う申請のこと。申請費は不要。

(ハ～ホ)

○評価訪問<Evaluation Visit>

認定校となった後に行われる訪問のこと。5年に一度行われる。MYPでは全ての学校が訪問を受ける。

○PYP (ピーワイピー) <Primary Years Programme>

IBのプログラムの一つ(初等教育プログラム)。3歳～12歳を対象とする。

○フル・ディプロマ

DPカリキュラムの6科目と3要件を全て履修し、最終スコアで24点以上を取得すると認められる資格のこと。通常、IB資格、DP資格といった場合は、このフル・ディプロマを指す。

(ヤ～ヨ、ラ～ロ、ワ)

○ワークショップ<Workshop>

IB教育に携わる教職員等を対象にIBにより開講される研修のこと。そのうち、MYPの導入にあたって最低限受講の必要があるのはアドミニストレータWS、コーディネータWSおよび各科目のWS、そしてインスクールWSである。

第9章 お問合せのための連絡先

I Bについてご不明な点がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

① 文部科学省の窓口（代表 TEL：03-5253-4111 内線 3222）

○ I B全般について、本手引きについて 等
文部科学省大臣官房国際課外国人教育政策係
MAIL: mext-ibtantou@mext.go.jp

○ I Bカリキュラムと学習指導要領との対応関係について
文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程課

○特別免許状について
文部科学省初等中等教育局教職員課

○大学入学者選抜について
文部科学省高等教育局大学振興課

② 国際バカロレア機構アジア太平洋地域日本担当地域開発マネージャー

○星野あゆみ（玉川大学大学院教育学研究科教授）
TEL: 042-739-8055
MAIL: ayumi.hoshino@ibo.org

○また、国際バカロレア機構のウェブサイト上の IB Answers
(<https://ibanswers.ibo.org/>) からのご質問いただけます（英語のみ）

また、I Bに関する基本文書は日本語に翻訳され、次のリンク先に掲載されていますのでご参考ください。

○Resources for schools in Japan
(<http://www.ibo.org/about-the-ib/the-ib-by-region/ib-asia-pacific/information-for-schools-in-japan/>)

このほか、I B認定校を目指す学校間の情報共有として、

「国際バカロレア機構デュアルランゲージディプロマ連絡協議会」が東京学芸大学学務部国際課内に設置されています。加入をご希望される場合は、下記までご連絡ください。

TEL: 042-329-7849
FAX: 042-329-7765
MAIL: dpoffice@u-gakugei.ac.jp

卷 末 資 料



IB CONTINUUM
CONTINUUM DE L'IB
CONTINUO DEL IB

プログラムの基準と実践要綱

2014年1月1日から適用



International Baccalaureate®
Baccalauréat International
Bachillerato Internacional

初等教育プログラム (PYP) ・中等教育プログラム (MYP) ・
ディプロマプログラム (DP) ・IBキャリア関連教育サーティフィケート (IBCC)

プログラムの基準と実践要綱

2014年1月に発行の英文原本 *Programme standards and practices* の日本語版
2014年6月発行

本資料の翻訳・刊行にあたり、
文部科学省より多大なご支援をいただいたことに感謝いたします。

注：本資料に記載されている内容は、英文原本の発行時の情報に基づいています。

非営利教育財団 国際バカロレア機構
(International Baccalaureate Organization)
15 Route des Morillons, 1218 Le Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland

発行所
International Baccalaureate Organization (UK) Ltd
Peterson House, Malthouse Avenue, Cardiff Gate
Cardiff, Wales CF23 8GL, United Kingdom

ウェブサイト：www.ibo.org

© International Baccalaureate Organization 2014

国際バカロレア機構（以下、「IB」という。）は、より良い、より平和な世界の実現を目指して、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。本資料は、そうしたプログラムを支援することを目的に作成されました。

IBは、資料の中で利用する多様な情報源について、情報の正確さと信憑性を確認します。ウィキペディアのようなコミュニティーベースの知識源を使用する際には、特に留意します。IBは知的財産の原則を尊重し、利用する著作物すべてについて刊行前に著作権者を特定し、許諾を得るよう常に努力します。IBは、本資料で利用した著作物に対して許諾をいただいたことに感謝するとともに、誤記および遺漏がありました場合には、可能な限り早急に訂正いたします。

本資料に関するすべての権利はIBに帰属します。法令またはIB内部規則もしくは方針に明記されていない限り、IBの事前承諾書なしに、本書のいかなる部分も、形式と手段を問わず、複製、検索システムへの保存、送信を禁じます。詳しくはwww.ibo.org/copyrightをご覧ください。

IBの商品と刊行物は、IBストア (<http://store.ibo.org>) でお求めください。ご注文については、販売・マーケティング部にお問い合わせください。

電子メール：sales@ibo.org

International Baccalaureate、Baccalauréat International および Bachillerato Internacional は、International Baccalaureate Organization の登録商標です。

目次

はじめに	1
全プログラム共通の「基準」と「実践要綱」	3
初等教育プログラム(PYP)の「基準」「実践要綱」および「要件」	8
中等教育プログラム(MYP)の「基準」「実践要綱」および「要件」	17
ディプロマプログラム(DP)の「基準」「実践要綱」および「要件」	25
IBキャリア関連教育サーティフィケート(IBC)の 「基準」「実践要綱」および「要件」	33
用語解説	41

はじめに

本資料『プログラムの基準と実践要綱』は、国際バカロレア（IB）の認定を受けた「IBワールドスクール」（IB認定校）と候補校にとって、不可欠な資料の1つです。本資料を含む一連のIB資料は、全IBプログラムの設計、実施、開発、および評価についての重要な情報を提供しています。

- ・ 本資料『プログラムの基準と実践要綱』では、IB認定校としての基礎となる諸事項を説明しています。
- ・ 各学校が認定を取得し、維持するプロセスについては、認定と評価に関するIB資料で説明しています。
- ・ 法的な規定については、IBプログラムに関連する諸規則と総則に関する資料で説明しています。

上記の資料はすべてIBの公開ウェブサイト (<http://www.ibo.org>) で入手できます。本資料『プログラムの基準と実践要綱』では、IB認定校とIBが、「初等教育プログラム」(PYP)、「中等教育プログラム」(MYP)、「ディプロマプログラム」(DP)、「IBキャリア関連教育サーティフィケート」(IBCC)の4つのIBプログラムの実施の成功度を測るための評価基準を提示しています。本資料は、2010年に刊行された『プログラムの基準と実践要綱』の改訂版です。

本資料は、プログラムの「基準」（全プログラム共通）、「実践要綱」（全プログラム共通）、および「要件」（各プログラムごとに規定）で構成されています。

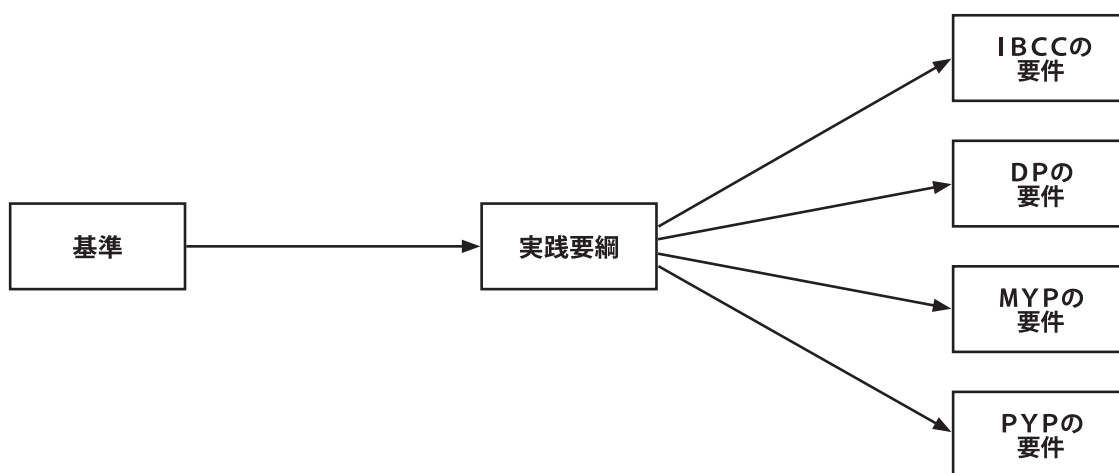


図1

本資料で示されている「基準」とは、各学校がIBプログラムを実施するための必要条件です。「実践要綱」とは、「基準」をさらに具体的に定義したものです。「要件」は、各プログラムに独自の特徴があり、それぞれ特定の要件が必要となるため、プログラム別に設

定されています。各プログラムの要件は、関連する「実践要綱」の項目で説明されているほか、プログラム別の諸資料でも説明されています。全プログラム共通の「基準」と「実践要綱」、およびプログラム別の「要件」は、IBプログラムを適切に実施するために必要です。

各学校にとって、IBプログラムの実施は旅路のようなもので、道を進んでいく中で「基準」や「実践要綱」についての理解を深めていくことができるということをIBは認識しています。一方、IBは、各学校がすべての「基準」、「実践要綱」、そしてプログラムの「要件」を責任をもって満たすことを期待しています。本資料『プログラムの基準と実践要綱』は、学校とIBがプログラムの実施において、その質と忠実性を保証するための基礎となる文書です。

注:本資料は、2010年に刊行された『プログラムの基準と実践要綱』の改訂版です。IBCCを実施するための「基準」と「実践要綱」を収載しています。したがって、旧版『*IBCC standards, practices and requirements* (IBCCの「基準」「実践要綱」および「要件」)』(2011年刊)は無効となります。

なお、この改訂版には、MYPの「要件」についての変更が含まれています。

全プログラム共通の「基準」と「実践要綱」

セクションA：理念

【基準A】

学校の教育上の信念と価値観がIBの理念を反映しているか

【実践要綱】

1. 学校の掲げる使命と理念が、IBの使命と理念に一致すること
2. 学校運営組織、管理職、教育活動全般の責任者、およびスタッフが、IBの理念への理解を示すこと
3. 学校コミュニティ全体が、プログラムを理解し、責任をもって取り組むこと
4. 学校は、学校コミュニティ全体において、国際的な視野の育成を図り、「IBの学習者像」に示される人物像の奨励に努めること
5. 学校は、学校コミュニティの内外で責任ある行動を奨励すること
6. 学校は、理解と尊重に基づいた開かれたコミュニケーションを推進すること
7. 学校は、母語、学校所在地の言語、その他の言語を含めた言語学習を重視すること
8. 学校は、世界に広がるIBコミュニティに参加すること
9. 学校は、IBプログラムおよびIBの理念に児童生徒がアクセスできるよう支援すること

セクションB：組織

【基準B1】リーダーシップと体制

学校のリーダーシップと管理体制がIBプログラムの実施を保証しているか

【実践要綱】

1. 学校は、実施中のプログラムとその発展について常に学校運営組織に伝える仕組みを構築すること
2. 学校は、プログラムの実施を支援する運営・指導体制を構築すること
3. 校長とプログラムコーディネーターは、プログラムの理念に沿って教育面でのリーダーシップを発揮すること
4. 学校は、プログラムコーディネーターを任命し、業務内容、担当授業時間数軽減措置を定め、職責を全うするための支援とリソースを提供すること
5. 学校は、プログラムを支援するための方針と手順を策定し、実施すること
6. 学校は、プログラムの継続的な実施と発展が可能な仕組みを整えること
7. 学校は、すべての関係者が参加するプログラム評価を実施すること

【基準B2】リソースと支援

学校のリソースと支援体制がIBプログラムの実施を保證しているか

【実践要綱】

1. 学校運営組織は、プログラムの実施と継続的發展のために予算を割りあてること
2. 学校は、プログラムの実施のために適格なスタッフを配置すること
3. 学校は、教師や管理職が必ずIB認定の教員研修を受けるようにすること
4. 学校は、教師が協力して授業計画などを策定する「協働設計」(collaborative planning) や「振り返り」(reflection) に専念できる時間を確保すること
5. 校内およびネット上の学習環境や、施設、リソース、専門機器類を、プログラムの実施に活用すること
6. 図書館、マルチメディア、およびリソースが、プログラムの実施において中心的役割を果たすこと
7. 学校は、グローバルな諸課題や多様なものの見方に関する情報にアクセスできるようにすること
8. 学校は、学習に関するニーズや「特別な教育的ニーズ」のある児童生徒およびその担当教師に支援を提供すること
9. 学校は、プログラムの期間中、児童生徒にガイダンスとカウンセリングを提供できる仕組みを整えること
10. 児童生徒のスケジュールや時間割を、プログラムの要件を満たすよう作成すること
11. 学校は、プログラムの一環として行われる学習を充実させるため、地域社会のもつリソースや専門性などを活用すること
12. 学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「^{エキシビション}発表会」、MYPでの「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)、DPでの「課題論文」(EE)、IBCCでの「^{リフレクティブ}振り返りプロジェクト」に取り組むにあたって全児童生徒のためのリソースを確保すること

セクションC：カリキュラム

【基準C1】「協働設計」

「協働設計」と「振り返り」がIBプログラムの実施を支えているか

【実践要綱】

1. 「協働設計」と「振り返り」は、プログラムの要件を踏まえて行われること
2. 「協働設計」と「振り返り」は、定期的かつ体系的に行われること
3. 「協働設計」と「振り返り」は、学年縦断的および教科横断的な連続性の中で行われること

4. 「協働設計」と「振り返り」を通じて、すべての教師が必ず児童生徒の学習経験を総合的に把握しているようにすること
5. 「協働設計」と「振り返り」は、あらかじめ合意された学習到達目標に基づいて行われること
6. 「協働設計」と「振り返り」は、児童生徒の学習ニーズと学習スタイルの違いを考慮に入れて行われること
7. 「協働設計」と「振り返り」は、児童生徒の学習成果物と学習に対する評価に基づいて行われること
8. 「協働設計」と「振り返り」は、児童生徒の言語能力の発達にすべての教師が責任を負っていることを認識して行われること
9. 「協働設計」と「振り返り」は、「I Bの学習者像」に示される人物像を踏まえて行われること

注：「協働設計」と「振り返り」の2つのプロセスは相互に関係しているため、まとめて1つの概念として用いています。

【基準C2】「指導計画」

学校の「指導計画」がI Bの理念を反映しているか

【実践要綱】

1. 「指導計画」(written curriculum)は、包括的であること、また、プログラムの要件に沿って作成されること
2. 「指導計画」は、学校コミュニティ全体に開示されること
3. 「指導計画」は、児童生徒のこれまでの学習経験を踏まえて作成されること
4. 「指導計画」は、習得に向けて長期的に取り組むべき知識、概念、スキル、および態度を特定したものであること
5. 「指導計画」は、児童生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるようなものであること
6. 「指導計画」は、児童生徒にとって関連のある経験を取り入れたものであること
7. 「指導計画」は、個人、地域社会、国、および世界の諸課題に対して意識を高めるよう奨励するものであること
8. 「指導計画」は、人間の共通性、多様性、および多元的なものの見方についての振り返りを行う機会を提供するものであること
9. 「指導計画」は、最新のI B刊行物に準拠すること、また、プログラムの改訂を取り入れるために、定期的な見直しを行うこと
10. 「指導計画」は、プログラムを支援するために学校が策定した方針を取り入れたものであること
11. 「指導計画」は、「I Bの学習者像」に示されている人物像の具現化を目指すものであること

【基準C3】「指導」と「学習」

「指導」と「学習」がIBの理念を反映しているか

【実践要綱】

1. 「指導」と「学習」は、プログラムの要件に適合していること
2. 「指導」と「学習」は、生徒が「探究する人」「考える人」として関わるようにするものであること
3. 「指導」と「学習」は、児童生徒の「すでに知っていること」「できること」を踏まえて構築されること
4. 「指導」と「学習」は、「学問的誠実性」(academic honesty)の理解と実践を奨励するものであること
5. 「指導」と「学習」は、児童生徒が自分の学習に積極的に責任をもつことができるよう支援するものであること
6. 「指導」と「学習」は、人間の共通性、多様性、および多元的なものの見方に目を向けたものであること
7. 「指導」と「学習」は、母語以外の言語で学習している児童生徒のニーズを含め、言語に関する児童生徒の多様なニーズに対応するものであること
8. 「指導」と「学習」は、児童生徒の言語能力の発達にすべての教師が責任をもって取り組んでいるものであること
9. 「指導」と「学習」は、幅広い多様な方法を用いたものであること
10. 「指導」と「学習」は、児童生徒の学習ニーズと学習スタイルに応じて、異なる指導方法を用いたものであること
11. 「指導」と「学習」は、情報技術(IT)を含めた多様なリソースを取り入れたものであること
12. 「指導」と「学習」は、児童生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるように、児童生徒の態度とスキルを養うものであること
13. 「指導」と「学習」は、「どのように」「何を」「なぜ」学んでいるのかについて児童生徒自身が振り返りをするよう働きかけるものであること
14. 「指導」と「学習」は、理解と尊重に基づいた、意欲を喚起する学習環境を育むものであること
15. 「指導」と「学習」は、児童生徒がさまざまな方法で、学習を通じて身につけた成果を示すよう促すものであること
16. 「指導」と「学習」は、「IBの学習者像」に示されている人物像の具現化を目指すものであること

注：「指導」と「学習」の2つのプロセスは相互に関係しているので、まとめて1つの概念として用いています。

【基準C4】 評価

学校における評価法が I B の評価に関する考え方を反映しているか

【実践要綱】

1. 学校における評価法は、プログラムの要件に適合していること
2. 学校は、評価に関する考え方、方針、および手順を学校コミュニティ全体に伝えること
3. 学校は、児童生徒の学習を評価するために、多様な方法とツールを用いること
4. 学校は、児童生徒の学習状況について知らせ、学習をより良いものにするために、児童生徒にフィードバックすること
5. 学校は、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、児童生徒の成長の様子を記録する仕組みを整えること
6. 学校は、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、児童生徒の成長の様子を伝える仕組みを整えること
7. 学校は、「指導」と「学習」の参考とするため、評価データを分析すること
8. 学校は、児童生徒に対して自分の学習成果物の評価に参加し、その評価を振り返るための機会を与えること
9. 学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「^{エキシビション}発表会」、MYPでの「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティプロジェクト」)、DPでの「課題論文」(EE)、IBCCでの「^{リフレクティブ}振り返りプロジェクト」の完成を通じて、全児童生徒が自分自身の学習を総括し、発表する仕組みを整えること

中等教育プログラム（MYP）の 「基準」「実践要綱」および「要件」

セクションA：理念

【基準A】

学校の教育上の信念と価値観がIBの理念を反映しているか

【実践要綱】

1. 学校の掲げる使命と理念が、IBの使命と理念に一致すること
2. 学校運営組織、管理職、教育活動全般の責任者、およびスタッフが、IBの理念への理解を示すこと
3. 学校コミュニティ全体が、プログラムを理解し、責任をもって取り組むこと

【MYPの要件】

- a. 学校は、「パーソナルプロジェクト」がMYP第5年次の生徒にとって、きわめて重要なものであることを、すべてのスタッフ、生徒、そして保護者が理解するようにすること（第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティプロジェクト」がこれに該当する）
4. 学校は、学校コミュニティ全体において、国際的な視野の育成を図り、「IBの学習者像」に示される人物像の奨励に努めること
 5. 学校は、学校コミュニティの内外で責任ある行動を奨励すること
 6. 学校は、理解と尊重に基づいた開かれたコミュニケーションを推進すること
 7. 学校は、母語、学校所在地の言語、その他の言語を含めた言語学習を重視すること
 8. 学校は、世界に広がるIBコミュニティに参加すること
 9. 学校は、IBプログラムおよびIBの理念に生徒がアクセスできるよう支援すること

【MYPの要件】

- a. 学校は、全生徒の参加を強く促すこと

セクションB：組織

【基準B1】リーダーシップと体制

学校のリーダーシップと管理体制が I B プログラムの実施を保証しているか

【実践要綱】

1. 学校は、実施中のプログラムとその発展について常に学校運営組織に伝える仕組みを構築すること
2. 学校は、プログラムの実施を支援する運営・指導体制を構築すること
3. 校長とプログラムコーディネーターは、プログラムの理念に沿って教育面でのリーダーシップを発揮すること
4. 学校は、プログラムコーディネーターを任命し、業務内容、担当授業時間数軽減措置を定め、職責を全うするための支援とリソースを提供すること

【MYPの要件】

- a. MYP コーディネーターは、学校の教育活動全般に関して責任をもつリーダーシップチームのメンバーのひとりであること

5. 学校は、プログラムを支援するための方針と手順を策定し、実施すること

【MYPの要件】

- a. 学校は、I B が求める言語方針に合致する言語方針を策定し、実施すること
- b. 学校は、I B が求める「インクルーシブ」な教育／「特別な教育的ニーズ」のある生徒についての方針と、学校の入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)に合致する方針を策定し、実施すること
- c. 学校は、I B が求める評価方針に合致する評価方針を策定し、実施すること
- d. 学校は、I B が求める「学問的誠実性」(academic honesty)に関する方針に合致する方針を策定し、実施すること

6. 学校は、プログラムの継続的な実施と発展が可能な仕組みを整えること

【MYPの要件】

- a. 学校の組織体制は、学校が提供する全教科、「学習の方法」^{アプローチ}「奉仕活動」「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティプロジェクト」)の実施を支援するものであること

7. 学校は、すべての関係者が参加するプログラム評価を実施すること

【基準 B2】 リソースと支援

学校のリソースと支援体制が IB プログラムの実施を保証しているか

【実践要綱】

1. 学校運営組織は、プログラムの実施と継続的発展のために予算を割りあてること
2. 学校は、プログラムの実施のために適格なスタッフを配置すること
3. 学校は、教師や管理職が必ず IB 認定の教員研修を受けるようにすること

【MYP の要件】

- a. 学校は、認定時およびプログラム評価時に、MYP に関連した IB 認定の教員研修についての要件を満たしていること
4. 学校は、教師が協力して授業計画などを策定する「協働設計」(collaborative planning) や「振り返り」(reflection) に専念できる時間を確保すること
5. 校内およびネット上の学習環境や、施設、リソース、専門機器類を、プログラムの実施に活用すること
6. 図書館、マルチメディア、およびリソースが、プログラムの実施において中心的役割を果たすこと
7. 学校は、グローバルな諸課題や多様なものの見方に関する情報にアクセスできるようにすること
8. 学校は、学習に関するニーズや「特別な教育的ニーズ」のある生徒およびその担当教師に支援を提供すること
9. 学校は、プログラムの期間中、生徒にガイダンスとカウンセリングを提供できる仕組みを整えること
10. 生徒のスケジュールや時間割を、プログラムの要件を満たすように作成すること

【MYP の要件】

- a. スケジュールまたは時間割は、MYP の必修教科について、幅広く、バランスのとれた科目の選択を可能にするよう作成すること
- b. スケジュールまたは時間割は、MYP の必修教科について、年間最低授業時間数を満たすものとなるよう作成すること
- c. スケジュールまたは時間割は、学習の同時並行性を奨励ように作成すること

11. 学校は、プログラムの一環として行われる学習を充実させるため、地域社会のもつリソースや専門性などを活用すること
12. 学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「^{エキシビション}発表会」、MYPでの「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)、DPでの「課題論文」(EE)、IBCCでの「^{リフレクティブ}振り返りプロジェクト」に取り組むにあたって全児童生徒のためのリソースを確保すること

セクションC：カリキュラム

【基準C1】「協働設計」

「協働設計」と「振り返り」がIBプログラムの実施を支えているか

【実践要綱】

1. 「協働設計」と「振り返り」は、プログラムの要件を踏まえて行われること

【MYPの要件】

- a. 学校は、カリキュラムの設計に関してすべてのMYP教師が参加できる方法を実施すること
- b. 「協働設計」と「振り返り」を通じて、カリキュラム横断的なスキルを強化し、教科の内容理解を深める学際的な学習を促すこと

2. 「協働設計」と「振り返り」は、定期的かつ体系的に行われること
3. 「協働設計」と「振り返り」は、学年縦断的および教科横断的な連続性の中で行われること
4. 「協働設計」と「振り返り」を通じて、すべての教師が必ず生徒の学習経験を総合的に把握しているようにすること
5. 「協働設計」と「振り返り」は、あらかじめ合意された学習到達目標に基づいて行われること
6. 「協働設計」と「振り返り」は、生徒の学習ニーズと学習スタイルの違いを考慮に入れて行われること
7. 「協働設計」と「振り返り」は、生徒の学習成果物と学習に対する評価に基づいて行われること
8. 「協働設計」と「振り返り」は、生徒の言語能力の発達にすべての教師が責任を負っていることを認識して行われること
9. 「協働設計」と「振り返り」は、「IBの学習者像」に示される人物像を踏まえて行われること

注：「協働設計」と「振り返り」の2つのプロセスは相互に関係しているので、まとめて1つの概念として用いています。

【基準 C2】「指導計画」

学校の「指導計画」が IB の理念を反映しているか

【実践要綱】

1. 「指導計画」(written curriculum) は、包括的であること、また、プログラムの要件に沿って作成されること

【MYP の要件】

- a. カリキュラムは、各教科における年次ごとのねらいと目標、および「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)のねらいと目標を達成できるように作成されること
- b. 「指導計画」は、MYPのすべての年次にわたる「学習の方法」の^{アプローチ}プランニングチャートを含んでいること
- c. 「指導計画」は、MYPの各年次ごとに示される教科の概要を含むこと
- d. 単元計画は、MYPの単元設計プロセスに従って文書化されること
- e. カリキュラムは、教科の内容理解と学際的理解を深めるものであること
- f. 個々の単元計画や、「学習の方法」のスキル習得に関する計画について、定期的に見直す仕組みを整えること

2. 「指導計画」は、学校コミュニティ全体に開示されること
3. 「指導計画」は、生徒のこれまでの学習経験を踏まえて作成されること
4. 「指導計画」は、習得に向けて長期的に取り組むべき知識、概念、スキル、および態度を特定したものであること

【MYP の要件】

- a. 「指導計画」は、各教科の所定の^{キーコンセプト}「重要概念」や「関連概念」を含むこと

5. 「指導計画」は、生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるようなものであること

【MYP の要件】

- a. カリキュラムは、MYPの各年次における「奉仕活動」で、生徒が学習成果を達成するための十分な機会を与えるものであること

6. 「指導計画」は、生徒にとって関連のある経験を取り入れたものであること
7. 「指導計画」は、個人、地域社会、国、および世界の諸課題に対して意識を高めるよう奨励するものであること

8. 「指導計画」は、人間の共通性、多様性、および多元的なものの見方についての振り返りを行う機会を提供するものであること
9. 「指導計画」は、最新の I B 刊行物に準拠すること、また、プログラムの改訂を取り入れるために、定期的な見直しを行うこと
10. 「指導計画」は、プログラムを支援するために学校が策定した方針を取り入れたものであること
11. 「指導計画」は、「I B の学習者像」に示されている人物像の具現化を目指すものであること

【基準 C3】「指導」と「学習」

「指導」と「学習」が I B の理念を反映しているか

【実践要綱】

1. 「指導」と「学習」は、プログラムの要件に適合していること

【MYP の要件】

- a. 学校における「指導」と「学習」は、探究の文脈としてグローバルな文脈を取り扱うこと
 - b. 「指導」と「学習」は、生徒が各教科において MYP の年次ごとの目標を達成できるように行われること
2. 「指導」と「学習」は、生徒が「探究する人」「考える人」として関わるようにするものであること
 3. 「指導」と「学習」は、生徒の「すでに知っていること」「できること」を踏まえて構築されること
 4. 「指導」と「学習」は、「学問的誠実性」(academic honesty) の理解と実践を奨励するものであること
 5. 「指導」と「学習」は、生徒が自分の学習に積極的に責任をもつことができるよう支援するものであること
 6. 「指導」と「学習」は、人間の共通性、多様性、および多元的なものの見方に目を向けたものであること
 7. 「指導」と「学習」は、母語以外の言語で学習している生徒のニーズを含め、言語に関する生徒の多様なニーズに対応するものであること
 8. 「指導」と「学習」は、生徒の言語能力の発達にすべての教師が責任をもって取り組んでいるものであること
 9. 「指導」と「学習」は、幅広い多様な方法を用いたものであること
 10. 「指導」と「学習」は、生徒の学習ニーズと学習スタイルに応じて、異なる指導方法を用いたものであること

11. 「指導」と「学習」は、情報技術(I T)を含めた多様なリソースを取り入れたものであること
12. 「指導」と「学習」は、生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるように、生徒の態度とスキルを養うものであること
13. 「指導」と「学習」は、「どのように」「何を」「なぜ」学んでいるのかについて生徒自身が振り返りをするよう働きかけるものであること
14. 「指導」と「学習」は、理解と尊重に基づいた、意欲を喚起する学習環境を育むものであること
15. 「指導」と「学習」は、生徒がさまざまな方法で、学習を通じて身につけた成果を示すよう促すものであること
16. 「指導」と「学習」は、「I Bの学習者像」に示されている人物像の具現化を目指すものであること

注：「指導」と「学習」の2つのプロセスは相互に関係しているので、まとめて1つの概念として用いています。

【基準C4】 評価

学校における評価法がI Bの評価に関する考え方を反映しているか

【実践要綱】

1. 学校における評価法は、プログラムの要件に適合していること

【MYPの要件】

- a. 学校は、MYPの各年次ごとに定められた各教科の所定の評価規準を用いること
- b. 教師は、到達レベルを決定する前に、評価規準の理解と適用について共通理解を図ること

2. 学校は、評価に関する考え方、方針、および手順を学校コミュニティ全体に伝えること
3. 学校は、生徒の学習を評価するために、多様な方法とツールを用いること
4. 学校は、生徒の学習状況について知らせ、学習をより良いものにするために、生徒にフィードバックすること
5. 学校は、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、生徒の成長の様子を記録する仕組みを整えること

【MYPの要件】

- a. 学校は、各校が定める「奉仕活動」での学習到達目標に則して生徒の「奉仕活動」への参加について質的なモニタリングを行う仕組みを整えること

6. 学校が、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、生徒の成長の様子を伝える仕組みを整えること
7. 学校は、「指導」と「学習」の参考とするため、評価データを分析すること
8. 学校は、生徒に対して自分の学習成果物の評価に参加し、その評価を振り返るための機会を与えること
9. 学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「^{エキシビション}発表会」、MYPでの「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)、DPでの「課題論文」(EE)、IBCCでの「^{リフレクティブ}振り返りプロジェクト」の完成を通じて、全児童生徒が自分自身の学習を総括し、発表する仕組みを整えること

用語解説

学習の同時並行性

Concurrency of learning

中等教育プログラム(MYP)、ディプロマプログラム(DP)およびIBキャリア関連教育サーティフィケート(IBCC)において用いられる原則。生徒は、いずれの学年においても、すべての教科を同時並行的にバランスよく学習していきます。

カリキュラム

Curriculum

プログラムに参加している生徒に対して適用される「指導」と「学習」のプロセスのあらゆる要素。具体的には、デザインや実施、評価、見直しを指しています。

証拠 (エビデンス)

Evidence

実践要綱が実施されていることを証明する観察結果または文書。実践要綱が学校において実際に行われていることを証明します。

学校運営組織

Governing body

法に従って任命された個人または集団。学校に代わって決定を行う最終的な法律上の権限を有しています。

校長

Head of school (principal in some systems)

学校の日常業務を指導・監督して、運営組織が定めた方針が実践されることを保証する人を指します。

IBの理念

IB philosophy

IBが、教育プログラムを開発し、提供するための指針となる信念と価値観を示したもので、「IBの使命」「IBの学習者像」および各プログラム別の説明文書に反映されています。例えば、IB資料(英語版)『*Making the PYP happen: A curriculum framework for international primary education*(PYPのつくり方：初等教育のための国際教育カリキュラムの枠組み)』(2007年1月刊)、『MYP:原則から実践へ』(2008年8月刊)、『DP:原則から実践へ』(2009年4月刊)、IBCC関連文書など。

IB認定の教員研修

IB-recognized professional development

IBの公開ウェブサイト(<http://www.ibo.org>)上にあるIB行事予定に記載されている研修、またはIBの各事務局が主催する学校内の研修。

言語学習

Language learning

本資料で用いられている一般的な用語ですが、文脈によって、言語能力の発達とその獲得を含む場合と含まない場合があります。

教育的

リーダーシップ

Pedagogical leadership

学校における「指導」と「学習」が、学校の使命とIBプログラムの基準に沿って行われることを保証するために、リソース、仕組みや体制を効果的に管理します。そのような管理を担当する責任者を指しています。

<p>実践要綱 Practices</p>	<p>「基準」とはどのようなものであるかを明らかにするもの。「実践要綱」を実施することを通じて、証拠を伴う成果が生じます。学校におけるIBプログラムの成長と発展によって、実践要綱の実施レベルは異なります。</p>
<p>プログラム Programme(s)</p>	<p>IBの4つの教育プログラム、すなわち初等教育プログラム(PYP)、中等教育プログラム(MYP)、ディプロマプログラム(DP)、およびIBキャリア関連教育サーティフィケート(IBCC)。学校は、認定を受けて1つまたは複数のプログラムを実施することができます。</p>
<p>プログラムの要件 Programme requirements</p>	<p>全プログラムに共通の「実践要綱」に基づいて、プログラム別に適用される詳細です。2つがあって初めて各プログラムの適切な実施が可能になります。</p>
<p>リソース Resources</p>	<p>人、時間、資料、資金など。</p>
<p>学校コミュニティ School community</p>	<p>学校のすべての関係者——児童生徒、保護者、学校のスタッフ、管理職、学校運営組織により構成されるコミュニティです。IBは、IBプログラムを実施することで学校コミュニティの全体にわたって好ましい影響を及ぼすと考えています。</p>
<p>スタッフ Staff</p>	<p>プログラムに関与するすべての個人を指します。管理職、教育職員(教師など)、学校支援者など。</p>
<p>基準 Standards</p>	<p>学校がIBプログラムを実施するために順守すべき必要条件です。初等教育プログラム(PYP)、中等教育プログラム(MYP)、ディプロマプログラム(DP)、およびIBキャリア関連教育サーティフィケート(IBCC)を実施するために学校が何を整備すべきかを定めています。認定時およびプログラム評価時に、この「基準」が必ず満たされていなければなりません。学校が認定を維持するためには、プログラムの基準が満たされていることを示す必要があります。「基準」に基づく「実践要綱」を実施することで、基準に達することができます。</p>
<p>授業時間 Teaching hours</p>	<p>児童生徒に対して直接実施する授業時間を、時計どおりの時間(単位時間ではない)で表したものを。</p>
<p>学校 The school</p>	<p>プログラムを実施するために設立された組織、意思決定者および関係者を表す包括的な用語。</p>
<p>指導計画 Written curriculum</p>	<p>学習内容を詳細に定めた文書。^{プランナー} 指導案、単元、概要、授業計画、シラバスなど。</p>